

湖山病院訪問看護ステーション重要事項説明書

当事業者がご契約者に対して、訪問看護サービス並びに介護予防訪問看護サービスの提供を開始するに当たり、重要事項を次のとおり説明します。

1. 事業者の概要

事業者の名称	医療法人社団 緑愛会
事業者の所在地	〒999-0145 山形県東置賜郡川西町大字下奥田 3796 番地 20 号
代表者氏名	理事長 湖山 泰成

2. 事業所の概要

事業所名称	湖山病院訪問看護ステーション
事業所所在地	〒999-0145 山形県東置賜郡川西町大字下奥田 3796 番地 20 号
事業所連絡先	電話 0238-42-2071 FAX 0238-46-3012
サテライト営業所名称	湖山病院訪問看護ステーション山形営業所
サテライト営業所所在地	〒990-2421 山形県山形市上桜田 5 丁目 1 番 1 号
サテライト営業所連絡先	電話 023-615-1123 FAX 023-625-1126
サテライト営業所名称	湖山病院訪問看護ステーション米沢営業所
サテライト営業所所在地	〒992-0042 山形県米沢市塩井町塩野 1482 番地の 4
サテライト営業所連絡先	電話 0238-42-2071 FAX 0238-46-3012
事業所番号	0662690031
管理者氏名	石川 容子

3. 事業所の職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	看護師	1		管理者兼訪問看護業務
看護師	看護師	7	2	訪問看護業務
准看護師	准看護師	1		訪問看護業務
理学療法士	理学療法士	7		リハビリテーション業務
作業療法士	作業療法士	1		リハビリテーション業務

4. 通常の事業の実施地域

事業所名称	実施地域
湖山病院訪問看護ステーション	南陽市、長井市、川西町
湖山病院訪問看護ステーション山形営業所	山形市
湖山病院訪問看護ステーション米沢営業所	米沢市、川西町

5. 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日	午前8：30～午後5：30
土曜日・日曜日	定休日（年末年始12／30～1／3も含む）

6. サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護職員等が定期的に訪問し、ご本人の状態に合わせた看護計画により必要な処置及び援助を行います。看護計画は、お客様の状況や実施した看護の情報を看護職員と理学療法士・作業療法士が連携して作成致します。看護職員は訪問看護サービスの利用開始時やお客様の状態の変化等に合わせた定期的な訪問を行い、お客様の状態について適切に評価を行います。また、療法士は、看護職員の代わりに看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心とした援助を行います。

① 健康相談

- ・健康のチェックと助言
- ・特別な病状の観察と助言
- ・心の健康チェック

② 日常生活の看護

- ・清潔の保持
- ・療養環境の整備
- ・寝たきり、床ずれのケア
- ・散歩等の介助
- ・コミュニケーションの援助
- ・終末期の看護

③ 認知症の看護

- ・認知症のケアと相談
- ・生活のリズムの取り方
- ・悪化防止のケア
- ・事故防止のケア

④ 在宅リハビリテーション

- ・体位変換、関節等の運動
- ・日常生活動作の訓練
- ・日常生活用具の利用相談

⑤ 治療促進のための看護

- ・慢性疾患の看護と療養生活の相談
- ・床ずれ等の処置
- ・服薬管理指導、管理
- ・留置カテーテル等の管理

⑥ その他のサービス

- ・介護者の相談、精神的援助
- ・介護用品の利用相談
- ・福祉制度の相談、紹介

7. 利用料（介護保険給付対象サービス）

- ・介護保険適用の場合、訪問看護サービス（介護予防訪問看護サービス）の提供に際し、基本料金の1割～3割（介護保険負担割合証に記載されている割合）がお客様負担となります。
- ・介護保険で給付範囲を超えたサービスについては、全額お客様の自己負担となります。
- ・利用料については、お客様及び身元引受人が連帯して支払うものとします。

【料金表】※1回につき自己負担額

訪問看護ステーションの所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る）に居住する方については、所定金額より10%減額となります。

また、上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する方（当該建物に居住する利用者の人数が20人以上の場合）についても、所定金額より10%減額となります。

① 要介護（訪問看護サービス）の場合

《看護師が訪問看護を行った場合》

【基本利用料】

所要時間	基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	3,140円	314円	628円	942円
30分未満	4,710円	471円	942円	1,413円
30分以上1時間未満	8,230円	823円	1,646円	2,469円
所要時間	基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
1時間以上	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円

【夜間・早朝加算】※基本料金の25%を加算

所要時間	夜間・早朝の加算額	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	790円加算	79円	158円	237円
30分未満	1,180円加算	118円	236円	354円
30分以上1時間未満	2,060円加算	206円	412円	618円
1時間以上	2,820円加算	282円	564円	846円

【深夜加算】※基本料金の50%を加算

所要時間	深夜の加算額	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	1,570円加算	157円	314円	471円
30分未満	2,360円加算	236円	472円	708円
30分以上1時間未満	4,120円加算	412円	824円	1,236円
1時間以上	5,640円加算	564円	1,128円	1,692円

《准看護師が訪問看護を行った場合》

【基本利用料】

所要時間	基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	2,830円	283円	566円	849円
30分未満	4,240円	424円	848円	1,272円
30分以上1時間未満	7,410円	741円	1,482円	2,223円
1時間以上	10,150円	1,015円	2,030円	3,045円

【夜間・早朝加算】※基本料金の25%を加算

所要時間	夜間・早朝の加算額	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	710円加算	71円	142円	213円
30分未満	1,060円加算	106円	212円	318円
30分以上1時間未満	1,850円加算	185円	370円	555円
1時間以上	2,540円加算	254円	508円	762円

【深夜加算】※基本料金の50%を加算

所要時間	深夜の加算額	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	1,420円加算	142円	284円	426円
30分未満	2,120円加算	212円	424円	636円
30分以上1時間未満	3,710円加算	371円	742円	1,113円
1時間以上	5,080円加算	508円	1,016円	1,524円

- ※ 所要時間20分未満の料金については、週に1回以上20分以上の看護師、准看護師による訪問看護が実施されている場合のみとなります。
- ※ 夜間（午後6時～午後10時）、早朝（午前6時～午前8時）深夜（午後10時～午前6時）の場合1回あたり、基本料金に加算します。

《理学療法士、作業療法士が訪問看護を行った場合》

所要時間	基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
20分（1回）	2,940円	294円	588円	882円
1日に2回を超えて提供	2,650円	265円	530円	795円

- ※ 1週間に6回（2時間）までのご利用となります。
- ※ 令和6年6月以降は、理学療法士等の訪問について、1回につき8円（1割負担）減額されます。

② 要支援（介護予防訪問看護サービス）の場合

《看護師が訪問看護を行った場合》

【基本利用料】

所要時間	基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	3,030円	303円	606円	909円
30分未満	4,510円	451円	902円	1,353円
30分以上1時間未満	7,940円	794円	1,588円	2,382円
1時間以上	10,900円	1,090円	2,180円	3,270円

【夜間・早朝加算】※基本料金の25%を加算

所要時間	夜間・早朝の加算額	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	760円加算	76円	152円	228円
30分未満	1,130円加算	113円	226円	339円
30分以上1時間未満	1,990円加算	199円	398円	597円
1時間以上	2,730円加算	273円	546円	819円

【深夜加算】※基本料金の50%を加算

所要時間	深夜の加算額	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	1,520円加算	152円	304円	456円
30分未満	2,260円加算	226円	452円	678円
30分以上1時間未満	3,970円加算	397円	794円	1,191円
1時間以上	5,450円加算	545円	1,090円	1,635円

《准看護師が訪問看護を行った場合》

【基本利用料】

所要時間	基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	2,730円	273円	546円	819円
30分未満	4,060円	406円	812円	1,218円
30分以上1時間未満	7,150円	715円	1,430円	2,145円
1時間以上	9,810円	981円	1,962円	2,943円

【夜間・早朝加算】※基本料金の25%を加算

所要時間	夜間・早朝の加算額	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	680円加算	68円	136円	204円
30分未満	1,020円加算	102円	204円	306円
30分以上1時間未満	1,790円加算	179円	358円	537円
1時間以上	2,450円加算	245円	490円	735円

【深夜加算】※基本料金の50%を加算

所要時間	深夜の加算額	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	1,370円加算	137円	274円	411円
30分未満	2,030円加算	203円	406円	609円
30分以上1時間未満	3,580円加算	358円	716円	1,074円
1時間以上	4,910円加算	491円	982円	1,473円

※ 所要時間20分未満の料金については、週に1回以上20分以上の看護師、准看護師に

よる訪問看護が実施されている場合のみとなります。

※ 夜間（午後6時～午後10時）、早朝（午前6時～午前8時）

深夜（午後10時～午前6時）の場合1回あたり、基本料金に加算します。

《理学療法士、作業療法士が訪問看護を行った場合》

所要時間	基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
20分（1回）	2,840円	284円	568円	852円
1日に2回を超えて提供	1,420円	142円	284円	426円

※ 1週間に6回（2時間）までのご利用となります。

※ 令和6年6月以降は、理学療法士等の訪問について、1回につき8円（1割負担）減額されます。

※ 令和6年6月以降は、利用開始月から1年を経過した場合、1回につき15円（1割負担）減額されます。

③ その他の加算金額 (要介護、要支援問わず同額)

加算名	基本加算額	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算 (I)	3,500円／初回月	350円	700円	1,050円
初回加算 (II)	3,000円／初回月	300円	600円	900円
退院時共同指導加算	6,000円／退院月	600円	1,200円	1,800円
サービス提供体制加算	60円／回	6円	12円	18円
緊急訪問看護加算 (II)	5,740円／月	574円	1,148円	1,722円
特別管理加算	2,500円／月 又は 5,000円／月	250円 又は 500円	500円 又は 1,000円	750円 又は 1,500円
複数名訪問看護加算	2,540円／回 又は 4,020円／回	254円 又は 402円	508円 又は 804円	762円 又は 1,206円
ターミナルケア加算	25,000円／死亡月	2,500円	5,000円	7,500円

④指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合 (要介護)

基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
定期巡回訪看 (月額)	2,961円／月	5,922円／月	8,883円／月
定期巡回訪看 (月額) (准) *	2,902円／月	5,804円／月	8,705円／月
定期巡回訪看・介5 (月額)	3,761円／月	7,522円／月	11,283円／月
定期巡回訪看・介5 (月額) (准) *	3,702円／月	7,404円／月	11,106円／月
加算・減算名	1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制強化加算 (月額)	50円／月	100円／月	150円／月
医療保険での訪問看護指示期間減算 (日額)	-97円／日	-194円／日	-291円／日
定期巡回訪看・日割 (1月に満たない場合)	97円／日	194円／日	291円／日
定期巡回訪看・日割 (1月に満たない場合) (准) *	95円／日	190円／日	285円／日
定期巡回訪看・介5・日割 (1月に満たない場合)	124円／日	248円／日	372円／日
定期巡回訪看・介5・日割 (1月に満たない場合) (准) *	121円／日	242円／日	363円／日

* (准) = 准看護師による訪問が1回でもある場合

8. その他の費用

- (1) サービスの実施に必要な居宅の水道・電気・ガス等の費用は、お客様の負担となります。
- (2) 死後の処置を希望される場合は、5,000円（税込）の自己負担となります。
- (3) 上記の費用はお客様及び身元引受人が連帯して支払うものとします。

9. キャンセル料

お客様のご都合により訪問看護サービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。但し、利用日の24時間前までに連絡を頂いた場合や、お客様の病状の急変など、緊急やむ得ない事情がある場合は不要です。

中止の連絡が利用時間の24時間前を過ぎた場合	利用料自己負担分の30%
中止申出の連絡がない場合	利用料自己負担分の50%

10. 利用料のお支払方法

翌月10日迄に当月の請求をいたしますので、翌月末日までにお支払下さい。お支払方法は、銀行口座振替となります。尚、入金を確認後領収証の発行となります。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付が直接事業所に支払われない場合があります。その場合は、お客様及び身元引受人に利用料金全額をお支払いただきます。利用料のお支払と引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行いたします。

11. 緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の急変等があった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、身元引受人、ご家族様及び居宅介護支援専門員へ連絡をします。

主 治 医	医療機関名	
	所 在	
	氏 名	
	電話番号	
緊急連絡先	氏 名	続柄
	住 所	
	電話番号	
	勤 務 先	

12. 事故発生時の対応

お客様に対する訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、保健所、総合支庁、市町村、身元引受人、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行い、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し事故の原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講じます。併せて、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 3. 業務継続計画の策定

- ① 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ② 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4. 衛生管理等

事業所は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。また、事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、以下の措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともにその結果について従業員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しております。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1 5. ハラスメント対策の強化

当事業所では、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるように職員間、職員利用者間、職員他事業者間におけるハラスメント防止に向け取り組みを行っております。

- ① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼすような）行為
 - ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- ② 職場におけるハラスメントを予防・防止するため、方針や取り組みの周知徹底を図ると共に、研修などを通じて、ハラスメントに対する知識向上と啓発に努めております。また、相談窓口を設置し、すぐに相談できる体制を築いております。
- ③ ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に迅速に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

1 6. 虐待防止のための措置

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備しております。
- ③ 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- ④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いております。

- ⑤ 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めます。

17. 身体拘束等の適正化のための対策

- ① 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行いません。
- ② 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- ③ 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
- ・ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ・ 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ・ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

18. サービス内容に関する苦情等相談対応

湖山病院訪問看護ステーションが提供した訪問看護（介護予防訪問看護）サービスについて、いつでも相談・苦情等を下記窓口へ申し立てることができます。

尚、お客様は苦情を申し立てたことにより、何ら差別待遇を受けることはありません。

苦情相談窓口	湖山病院訪問看護ステーション 石川 容子（管理者）
	電話番号 0238-42-2071

上記以外にも、下記の窓口へ苦情を申し立てることができます。

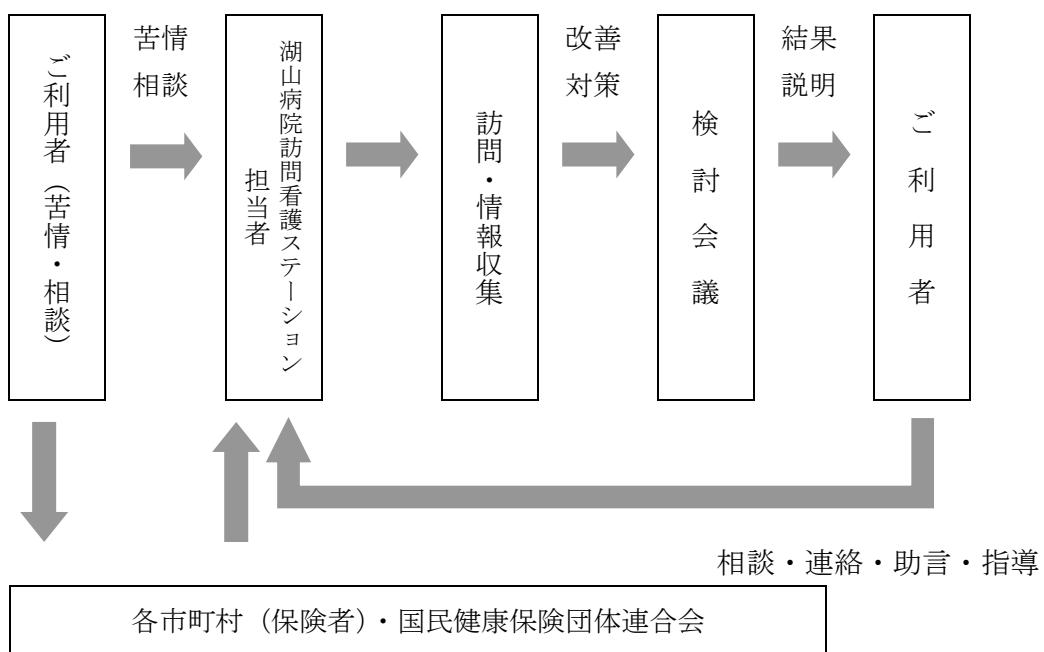
川 西 町	福祉介護課	0238-42-2111
米 沢 市	高齢福祉課	0238-22-5111
南 陽 市	介護管理係	0238-40-3211
長 井 市	福祉あんしん課	0238-84-2111
山 形 市	介護保険課	023-641-1212
国民健康保険団体連合会	介護保険課	0237-87-8000

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

1. 事業者又は施設名：湖山病院訪問看護ステーション
2. 申請するサービスの種類：訪問看護、介護予防訪問看護
3. 措置の概要

- I 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口、担当者の設置
- ◆ 苦情相談窓口 湖山病院訪問看護ステーション
 - ◆ 電話 番号 0238(42)2071
 - ◆ 担当者 石川 容子

II 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順



4. その他参考事項
- ◆ 研修の実施
訪問看護従事者として、資質・技術の向上を図るために、所内での研修実施や他団体の専門研修に積極的に参加していく。
 - ◆ 自己検証及びモニタリング
当事業所が提供した訪問看護について、ご利用者及びご家族あるいは指定居宅介護支援事業者・主治医からのご意見や助言を積極的に受け、業務の改善に役立てていく。

個人情報の利用目的

1. 法人内での利用

- (1) 患者、利用者様に提供する医療・介護サービス
- (2) 医療保険・介護保険事務
- (3) 入院・入所・退院・退所の管理
- (4) 会計・経理
- (5) 医療・介護事故等の報告
- (6) 当該患者、利用者様及びご家族、身元引受人等への医療・介護サービスの向上
(アンケート送付等)
- (7) 医療・介護実習への協力
- (8) 医療・介護の質の向上を目的とした法人内症例研究
- (9) その他、患者、利用者様に係る管理運営業務

2. 法人外への情報提供としての利用

- (1) 他の病院、診療所、助産院、薬局、介護サービス事業者等との連携
- (2) 他の医療機関等からの照会への回答
- (3) 患者、利用者様の診療等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- (4) 検体検査業務等の業務委託
- (5) ご家族、身元引受人等への病状説明
- (6) 審査支払機関へのレセプト（保険請求書）の提供
- (7) 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- (8) 事業者等から委託を受けた健康診断に係る、事業者等へのその結果通知
- (9) 医師賠償責任保険、損害賠償保険等に係る、医療・介護に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等
- (10) その他、患者、利用者様への医療・介護保険事務に関する利用

3. その他の利用

- (1) 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- (2) 外部監査機関への情報提供

※上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出ください。

※お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。

※これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等をすることができます。

令和 年 月 日

(事業所)

訪問看護サービス（介護予防訪問看護サービス）の提供にあたり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 山形県東置賜郡川西町大字下奥田3796番地20号

名称 湖山病院訪問看護ステーション

説明者

(お客様)

この説明書により、訪問看護サービス（介護予防訪問看護サービス）に関する重要事項の説明を受け、同意しました。

住 所

氏名

(身元引受人)

住 所

氏名

(續柄)

湖山病院訪問看護ステーション